

設計変更等に関するアンケート
報告書

平成28年9月30日

一般社団法人 全国建設業協会



目次

○調査概要	P. 2
○回答の属性	P. 3
○調査結果		
1-1. 利益の状況等	P. 7
1-2. 工期の妥当性	P. 8
2-1. 設計変更の内容等	P. 9
2-2. 変更請負金額の内容等	P. 10
3. 変更事象の発生について	P. 11
4. 変更契約の時期など	P. 12
5. 設計変更に係る協議	P. 13
6. 設計変更に係る協議資料	P. 14
7. 設計変更審査会	P. 15
8-1. 工事中止について	P. 16
8-2. 工事中止に伴う費用の発生、支払、工期延伸	P. 17
9. 発注者の対応	P. 18

調査概要

【調査の目的】

工事設計変更等の実態や課題を把握し、会員企業の収益向上、経営改善に役立てるため、本調査を実施した。

【調査の内容】

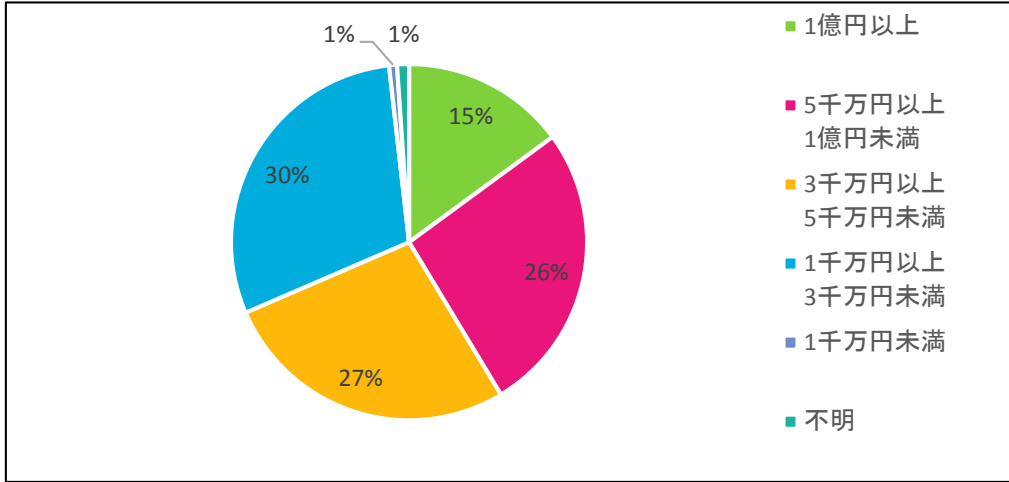
会員企業の施工工事の実態に関して、特に「設計変更」に係る各発注機関の対応状況について調査する。

【実施概要】

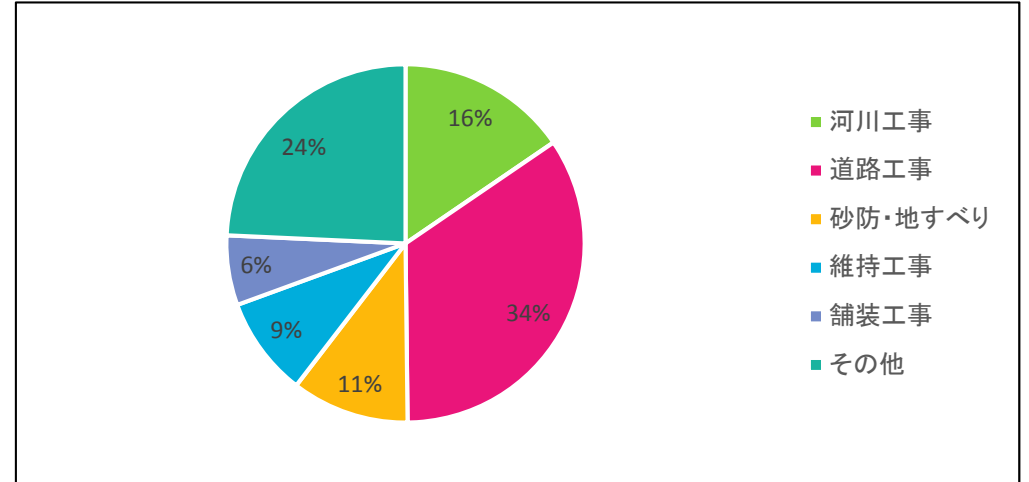
- ・調査日 平成28年6月～8月
- ・対象工事 国(直轄工事)、都道府県、市区町村、その他発注の土木工事
※JV工事を除く
平成27年度の契約で平成28年3月31日までに完成した工事
※平成26年度に契約したいわゆる債務負担行為工事、ゼロ債工事などを含む。
- ・回答数 556件(国165件、都道府県238件、市区町村146件、その他7件)

回答の属性 <全体>

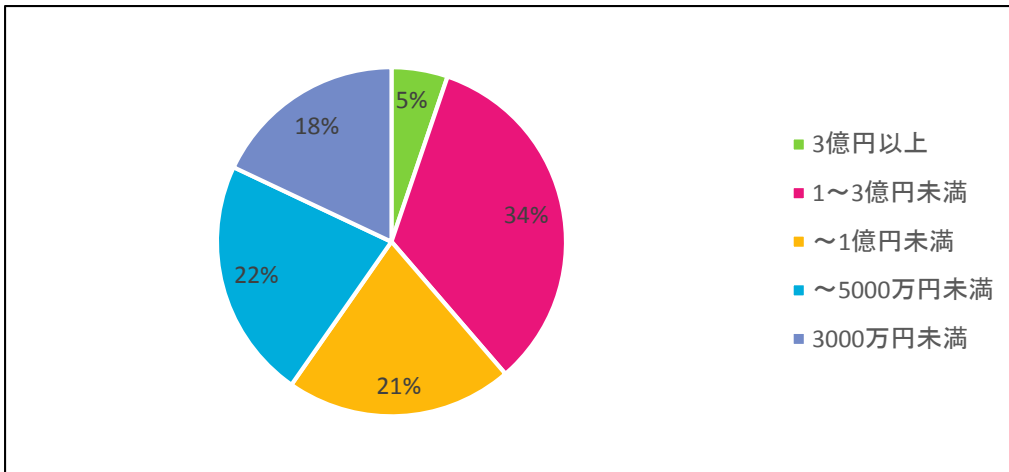
企業規模(資本金別)



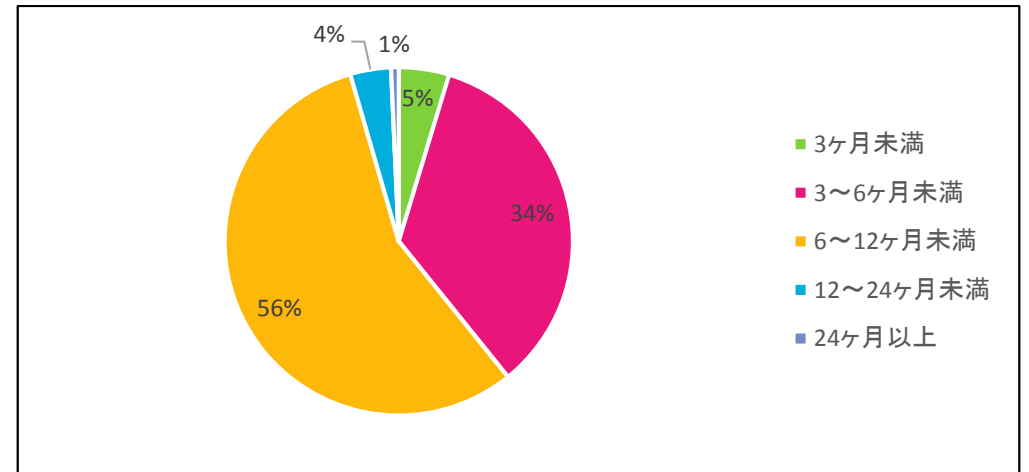
工事種別



請負金額(当初契約時)

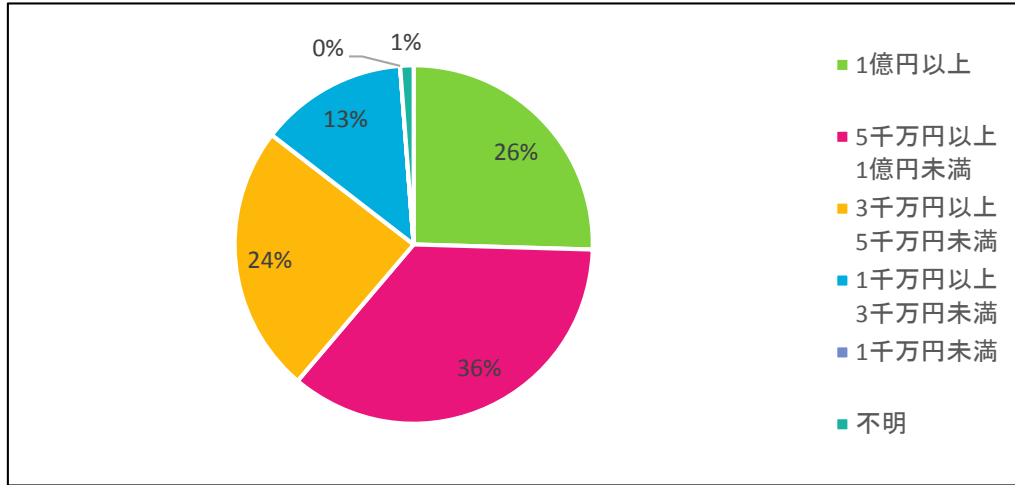


工事期間(当初契約時)

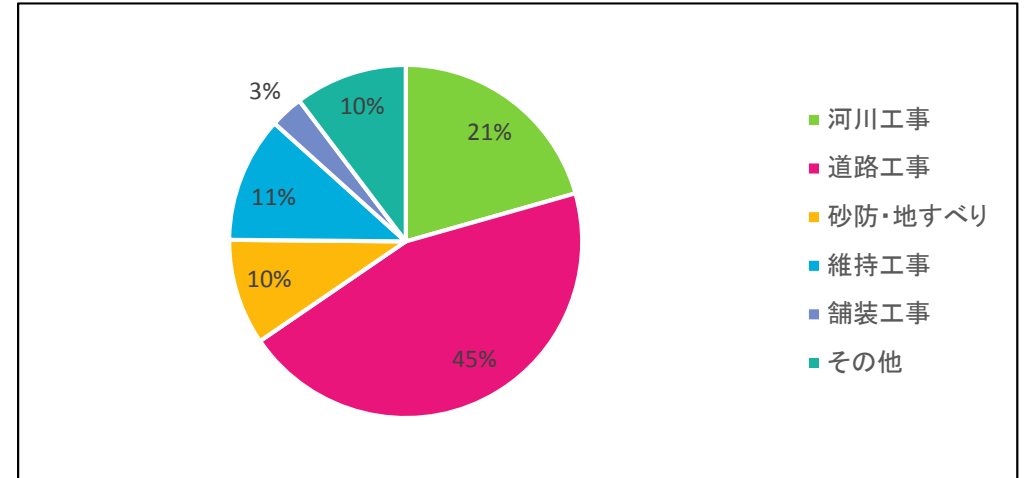


回答の属性 <国(直轄工事)>

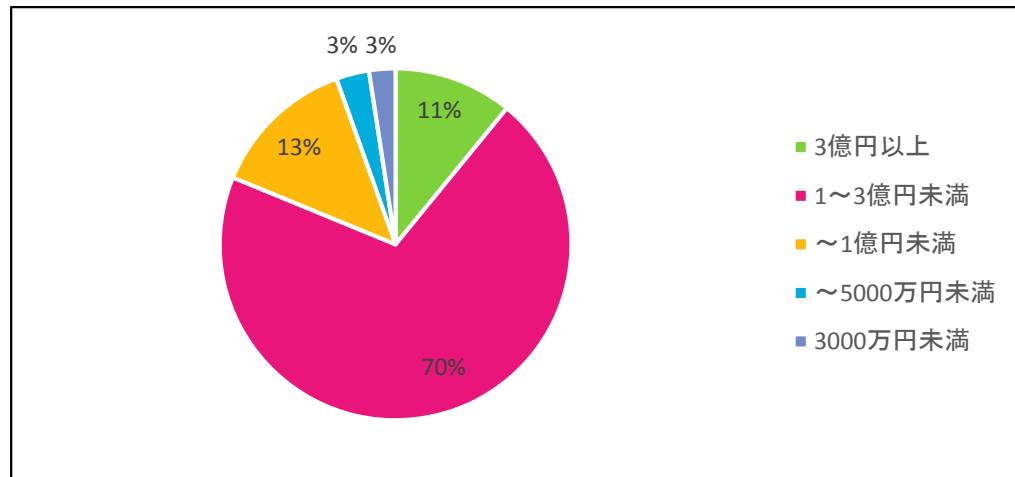
企業規模(資本金別)



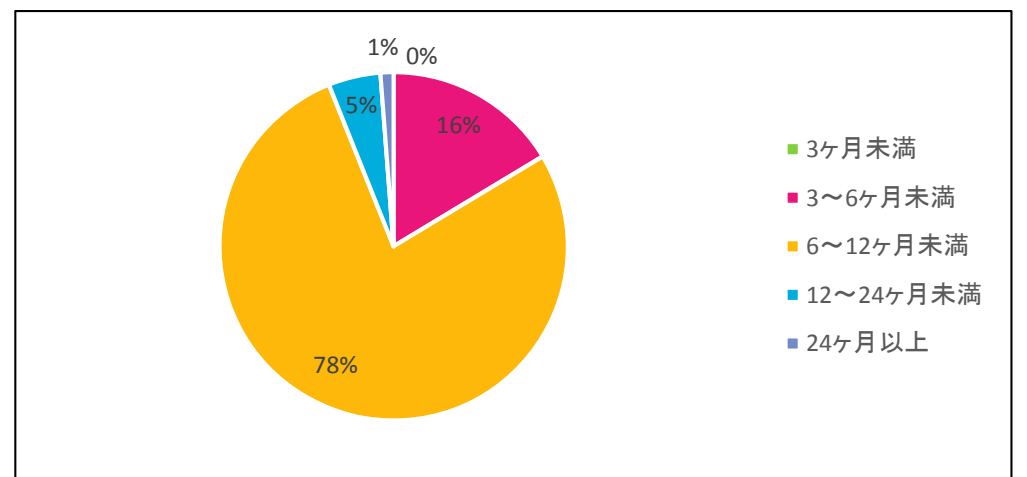
工事種別



請負金額(当初契約時)

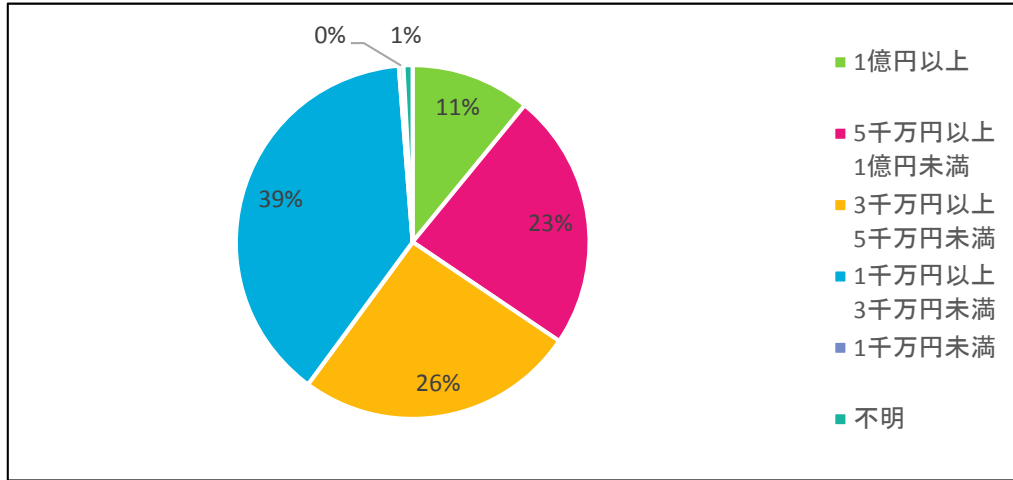


工事期間(当初契約時)

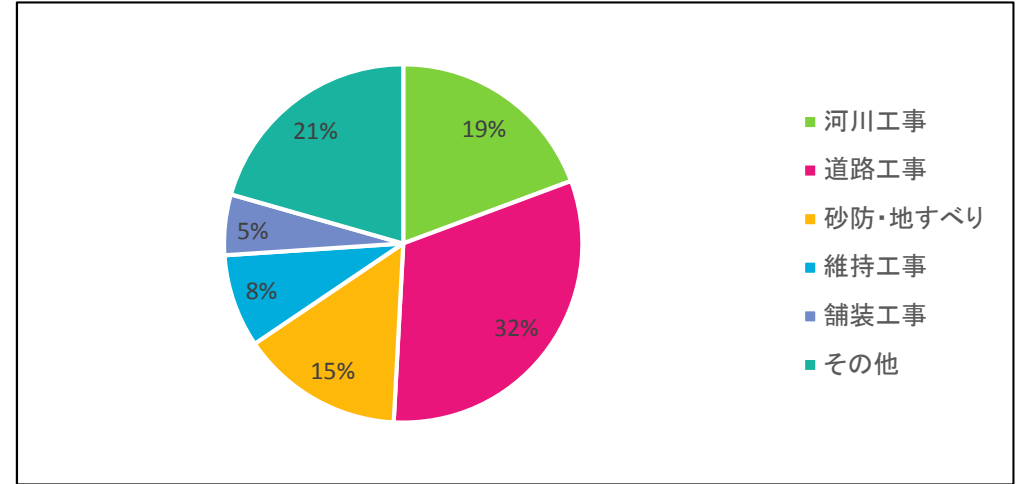


回答の属性 <都道府県>

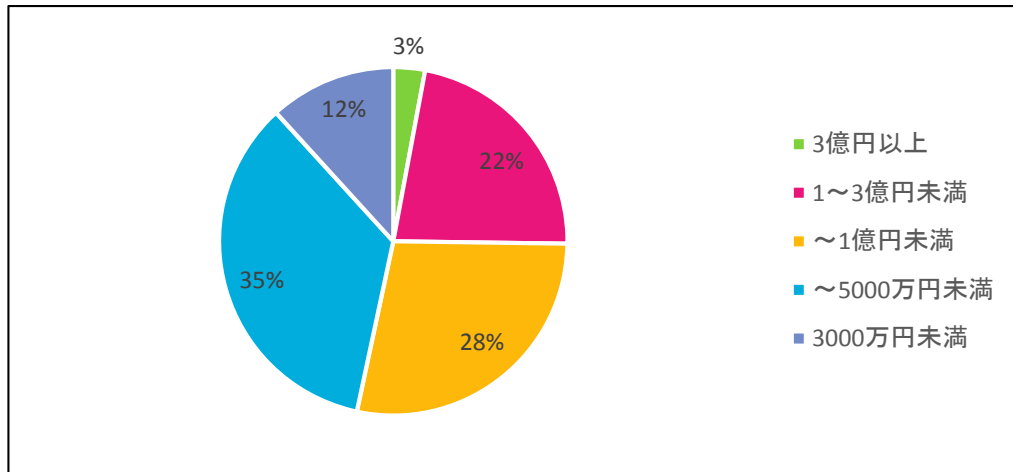
企業規模(資本金別)



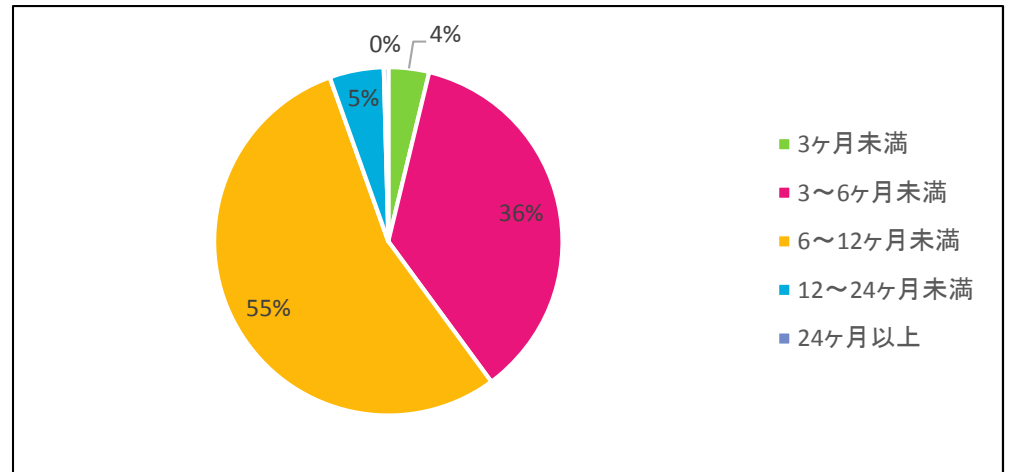
工事種別



請負金額(当初契約時)

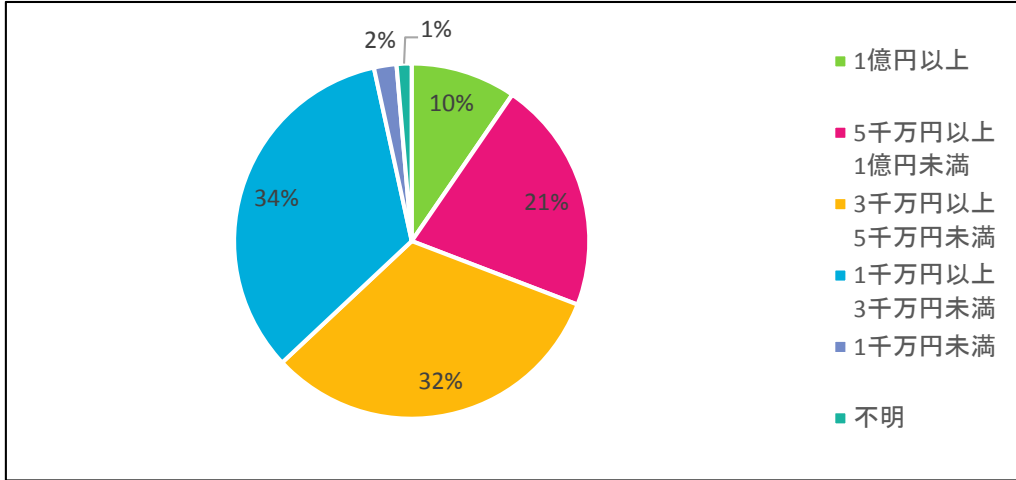


工事期間(当初契約時)

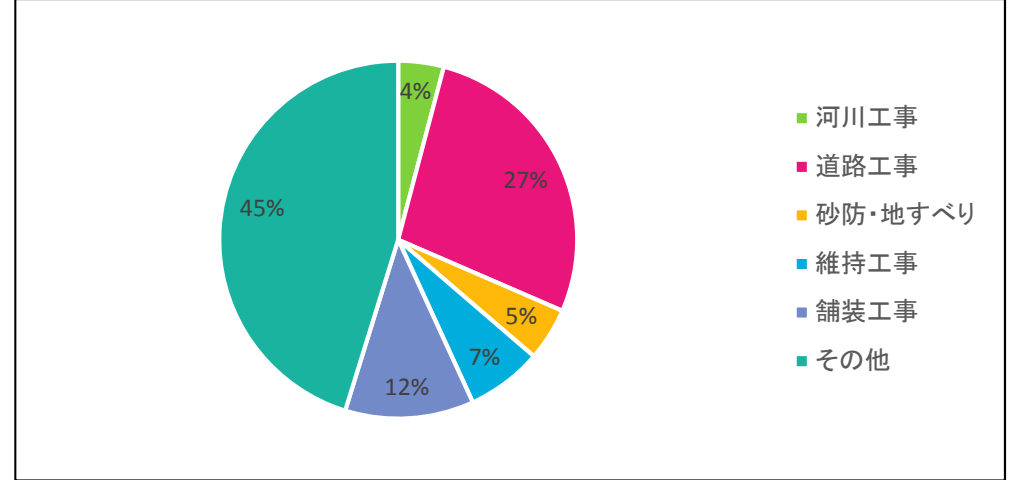


回答の属性 <市区町村>

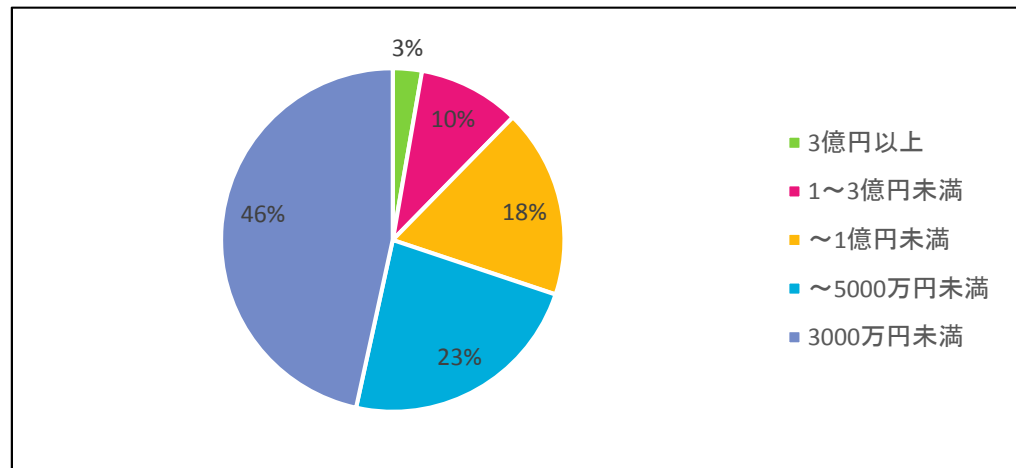
企業規模(資本金別)



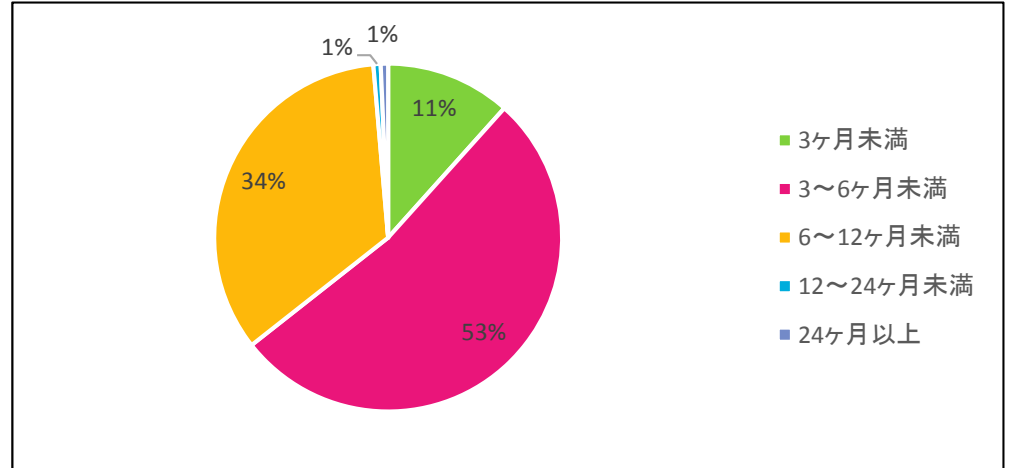
工事種別



請負金額(当初契約時)



工事期間(当初契約時)



1-1. 利益の状況等(予定利益の過不足とその要因)

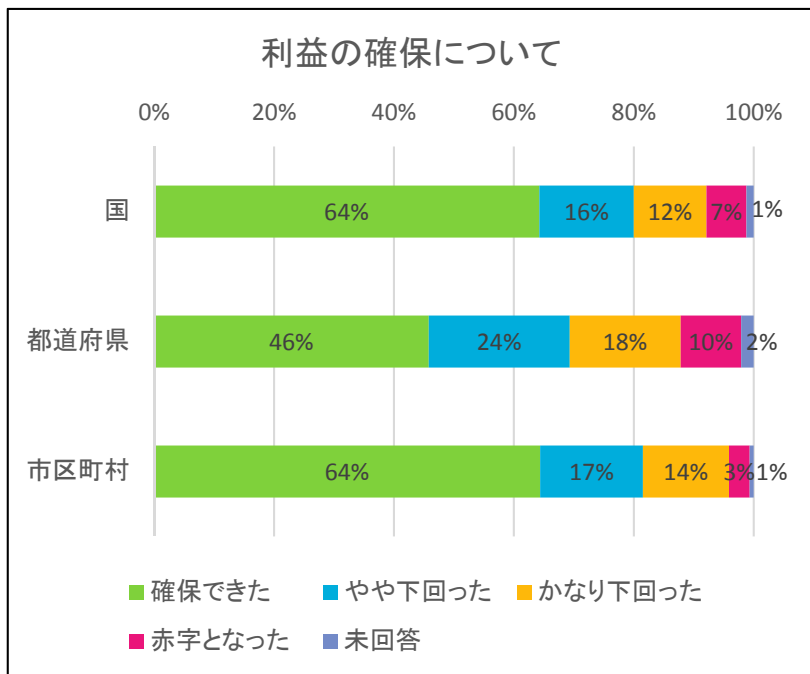
○利益の確保について、

国、市区町村工事では、6割以上が予定通りの利益を確保しているが、都道府県工事は、半数以下(46%)となっている。

なお、「かなり下回った」「赤字」の合計は、国、市区町村工事で2割弱、都道府県工事で3割弱となっている。

○予定利益を下回った要因は、

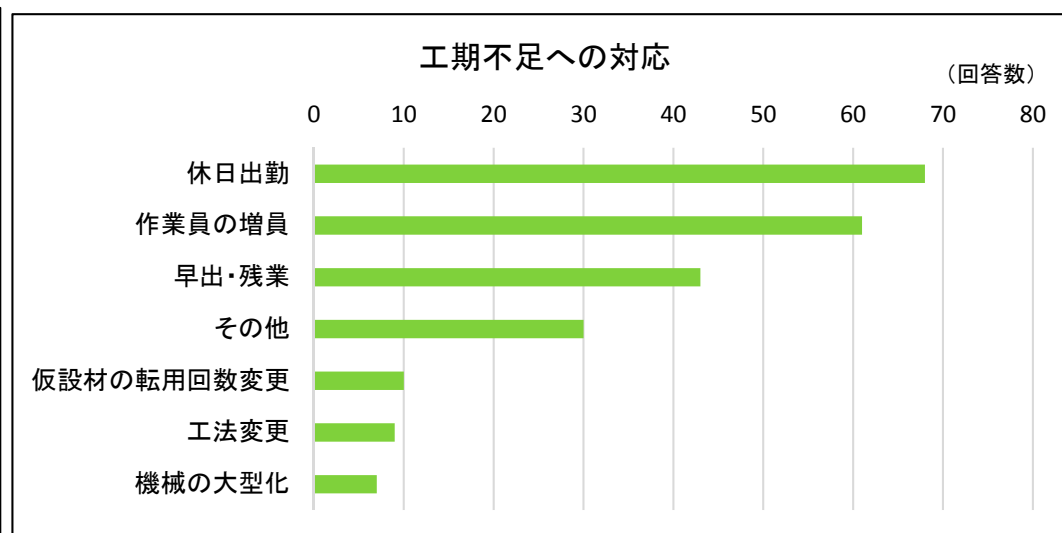
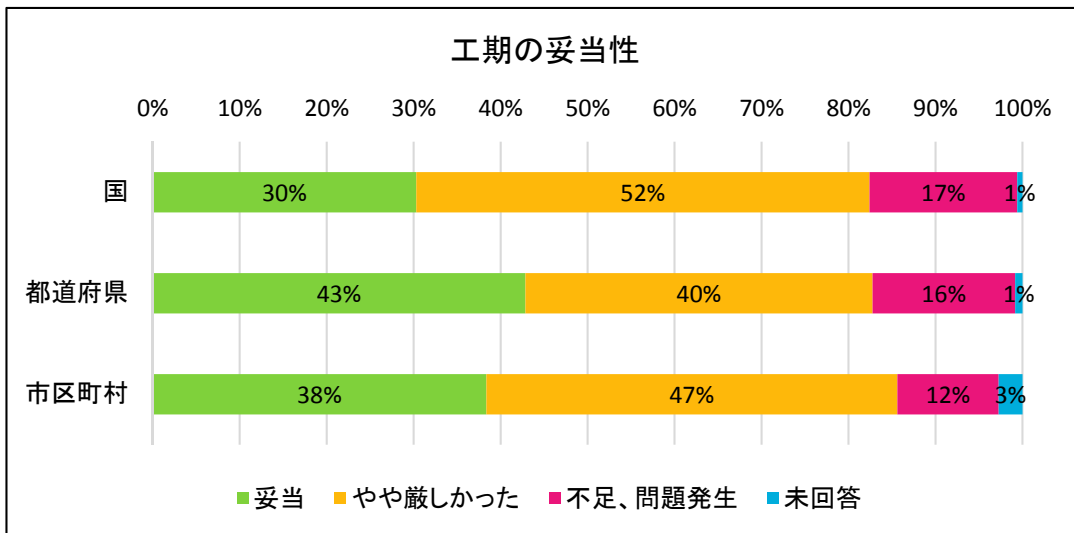
発注側の要因として、設計変更等に対する「官積算との乖離」が最も多く挙げられ、施工者側の要因として最も多いのは、「労務費の増大」となっている。



1-2. 工期の妥当性

○工期の妥当性について、各発注機関とも「やや厳しい」「不足、問題発生」とする割合が「妥当」とするもの以上に多い。

○工期不足への対応として、「休日出勤」、「作業員の増員」、「早出・残業」など人的対応が多くを占める。



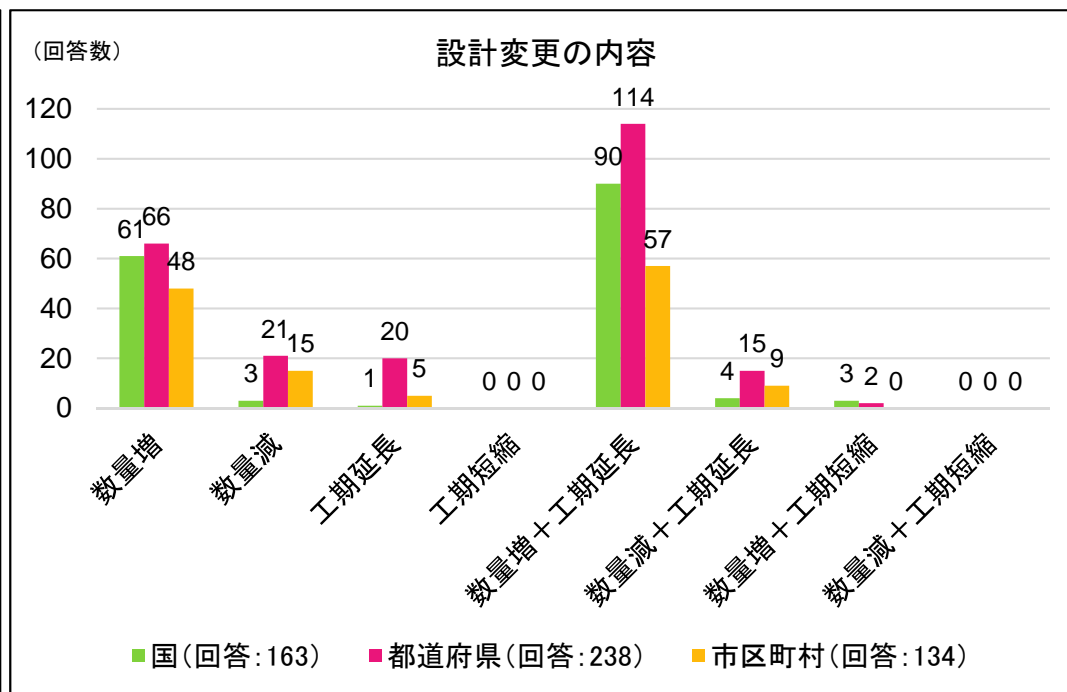
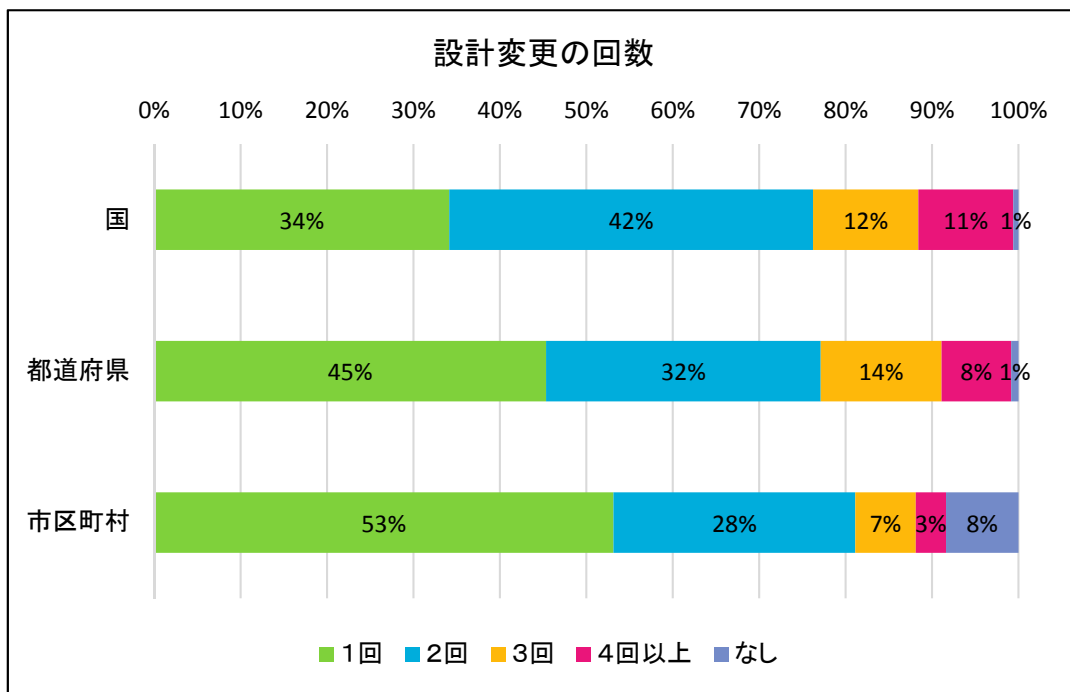
(その他意見等)

- ・概略発注だと設計照査に時間を要し、問題点等が多大に発生し、工期の不足が否めない。
- ・役所側の河川協議、施工ヤードの調整～事前(発注前)に地元・地権者との打合せが無い。

2-1. 設計変更の内容等(回数及び内容)

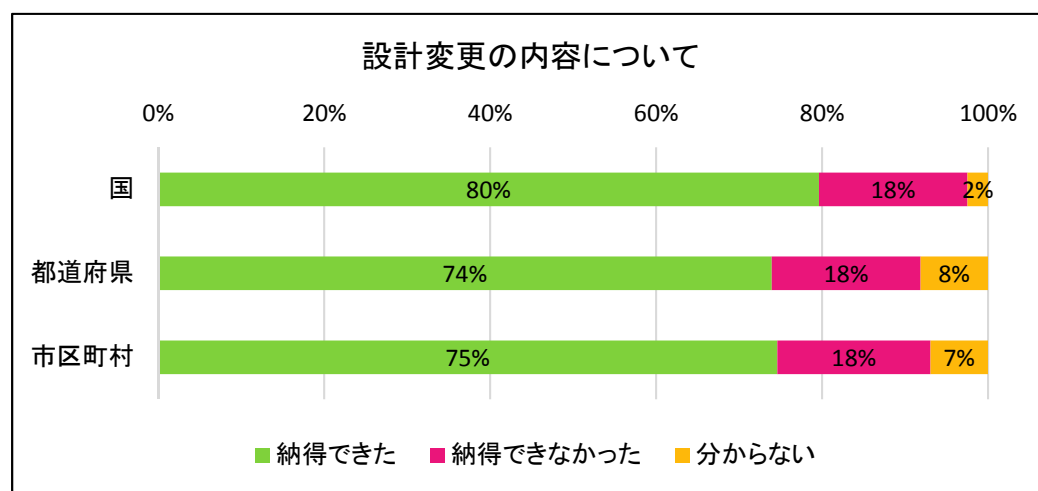
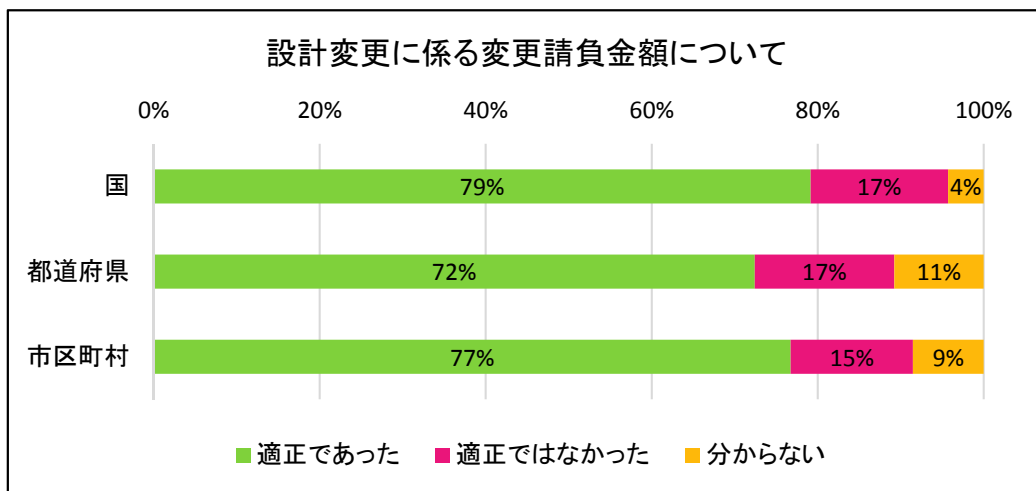
○設計変更の回数は、
各発注機関とも約8割が「2回」以内。
国、都道府県工事は「3回」以上が2割強、
市区町村は1割。

○設計変更の内容は、
各発注機関とも「数量増+工期延長」が最
も多く、次いで「数量増」となっている。



2-2. 変更請負金額の内容等

- 設計変更にかかる変更請負金額について、各発注機関とも「**適正**」が7割を超えており、一方、「**適正ではなかった**」の割合も並んで15%前後となっている。
- 設計変更の内容についても金額同様、各発注機関とも「**納得できた**」が7割を超える一方で、「**納得できなかった**」が18%で並んでいる。



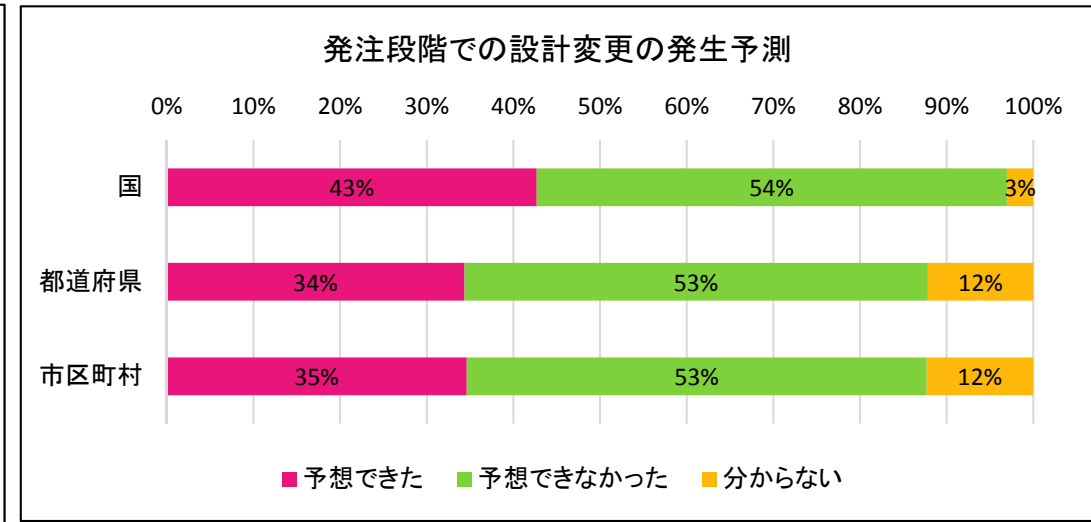
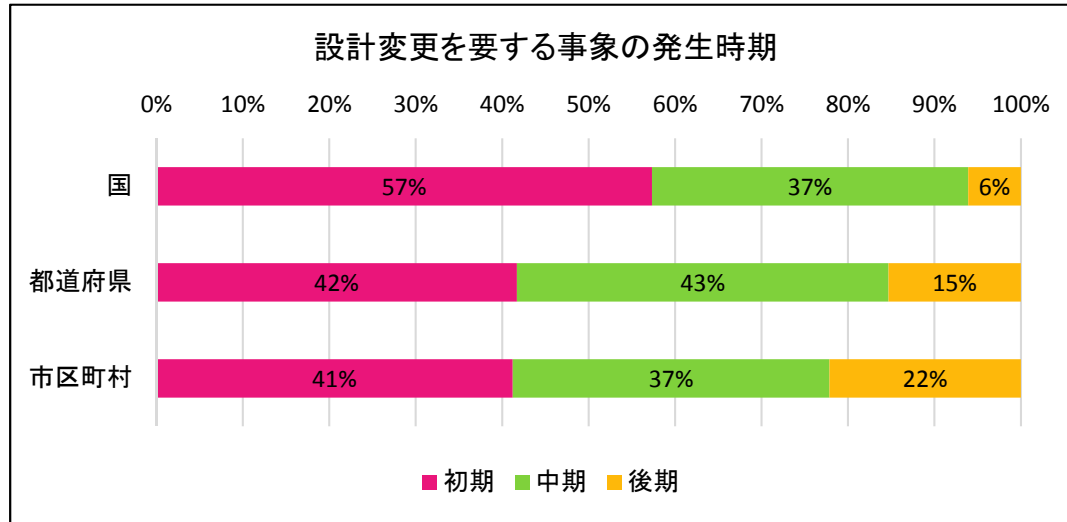
(主な意見等)

- ・現場での**実施工にあわせた積算がされていない**。また、施工時における災害(洪水による手戻り)を考慮してもらえなかった。
- ・**当該工事の前後に受注した工事との近接調整**が掛けられ、想定以上の減額となった。
- ・積算基準が無い工種で、他機関の積算を適用された。
- ・数量変更であればよいが、**新たな工種**で施工性の悪い追加工事において**当初落札率を適用**されると採算性が低下する。
- ・前例のない仮設作業などについては、**前例がないことを理由に一切認められなかった**。
- ・この**工事の事業予算枠が決まっているため、適切に変更してもらえなかった**。

3. 変更事象の発生について(発生時期、発生の予測)

○設計変更となる(最初の)事象が発生した時期について、「**初期**」としているのは、国工事で6割弱、都道府県、市区町村工事で4割強。

○発注段階における設計変更の発生予測については、国で4割以上、都道府県、市区町村で3割以上が「**予想できた**」としている。

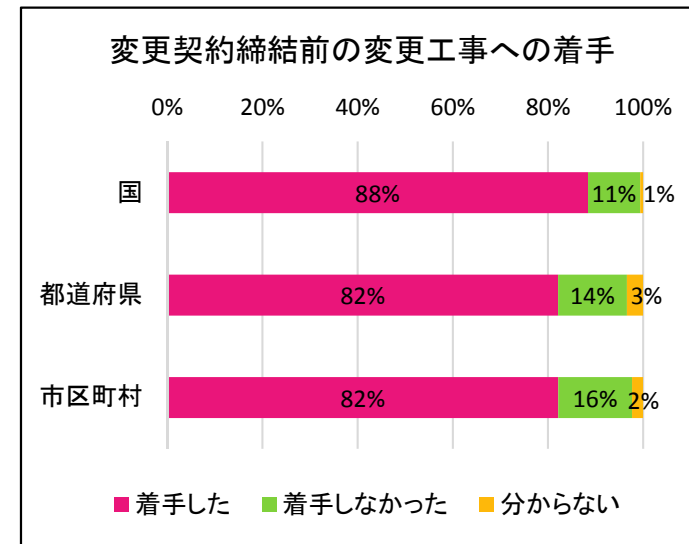
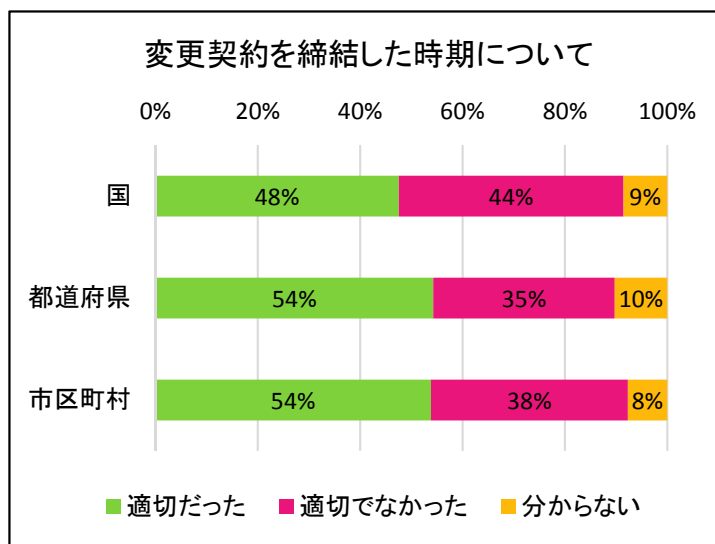
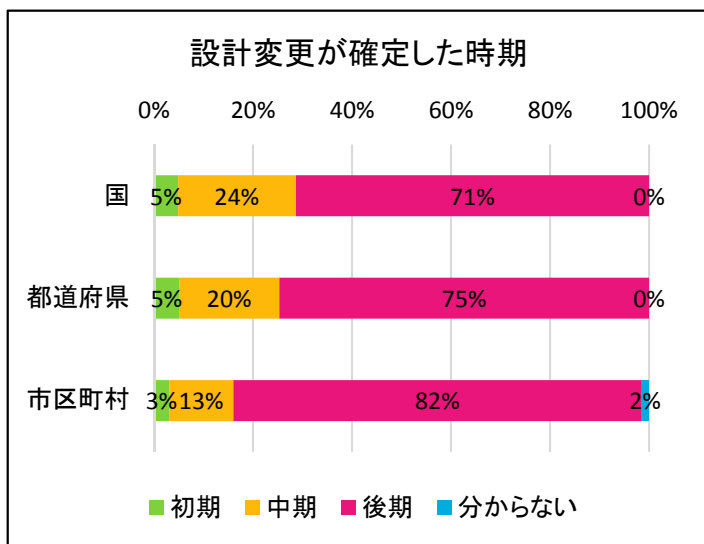


(主な意見等)

- ・設計段階での照査が不十分なため、**設計図書が不十分である**。**設計変更ありきで発注され**、変更内容について、施工業者に任せすぎる。そのため必要以上に経費が掛かることもある。
- ・施工**条件明示**により手続きが終わっているとされていた事が実際にはされてなかったのが**確実に手続きを進めてほしい**。
- ・発注前に電柱移設時期の詳細な協議をして、**実際に確約できる時期を明確にしてほしい**。移設時期が遅れることにより、下請業者との工程調整や契約のトラブルも発生し、工期延長による仮設・安全・リース機器等の経費にも影響が出る。
- ・**コンサル成果の不備**(調査不足によるもの)が散見される。**施工計画前に三者で問題点を把握しておく事が必要**。

4. 変更契約の時期など(締結時期、締結前の着手)

- 設計変更の確定時期(変更契約締結時期)は、全体の7割以上が「後期」。
- 締結時期については、「適切」が5割前後、「適切でなかった」が4割前後。
- 変更契約締結前の工事着手については、8割以上が「着手した」としている。

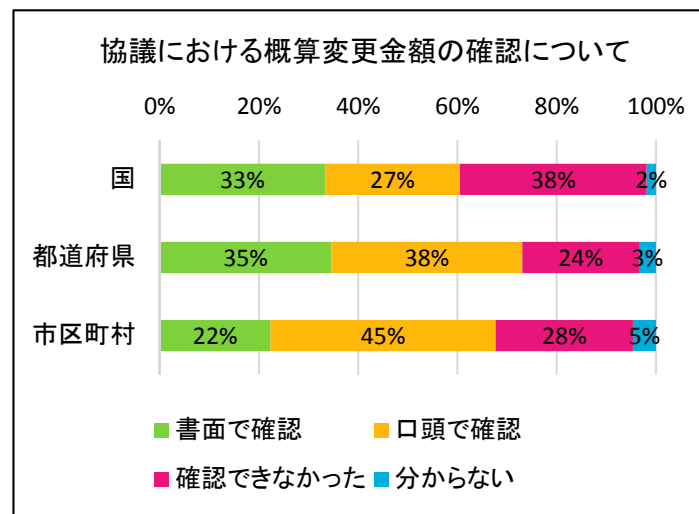
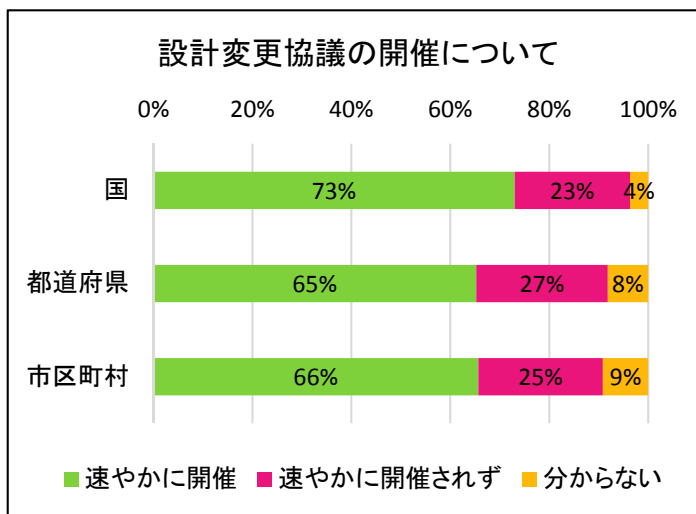
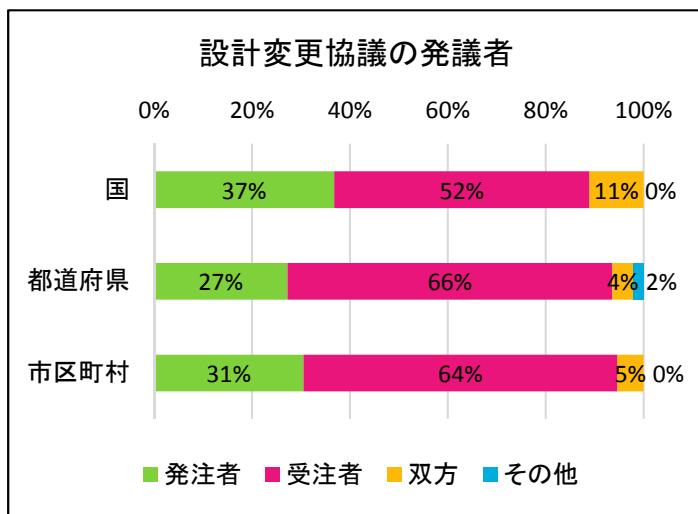


(主な意見等)

- ・最終変更が工期終了間近になり、変更契約等の手続きが大変である。もう少し余裕のある設計変更をお願いしたい。
- ・設計変更確認会議を行うことで変更の内容と数量の打ち合わせなどができ、設計変更はスムーズに対応ができたと思う。
- ・変更契約の前に現場に着手することになると、下請との契約や予算管理の面で非常に整理が大変且つ難しい。
- ・先行指示が適時発議されれば問題ないと思うが、工事の進捗よりも遅れることがまま有り、変更の対象になるかわからないまま施工せざるを得ないことがある。他の工事の設計変更との兼ね合いで、予算が足りなくなり変更数量や項目が削減されることがある。
- ・工事の全体を確認し、変更金額を予定するために、中間の変更を行い最後に精算変更を望む。

5. 設計変更に係る協議(発議者、開催時期、概算金額の確認)

- 設計変更協議は、「**受注者**」からの発議が5～6割を占める。
- 設計変更協議は、7割近くが「**速やかに開催**」されている。
- 設計変更協議において、国で6割、都道府県で7割超、市区町村で7割弱の工事で、概算変更金額を**書面または口頭にて確認**できているが、「確認できなかった」とするものが3割前後ある。

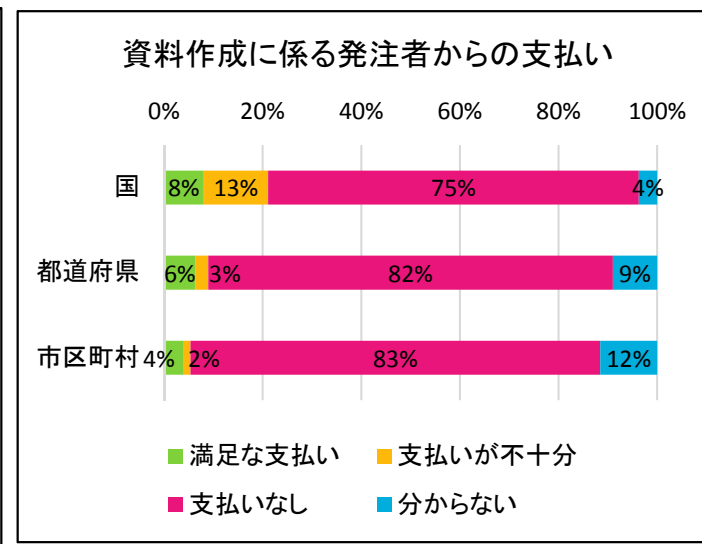
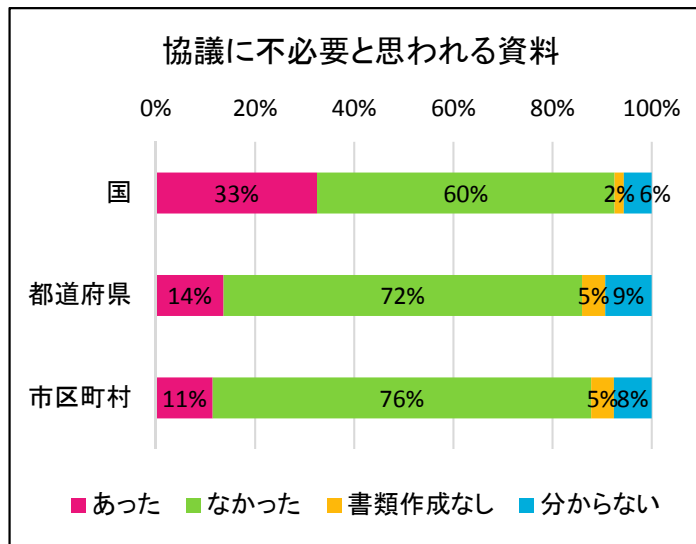
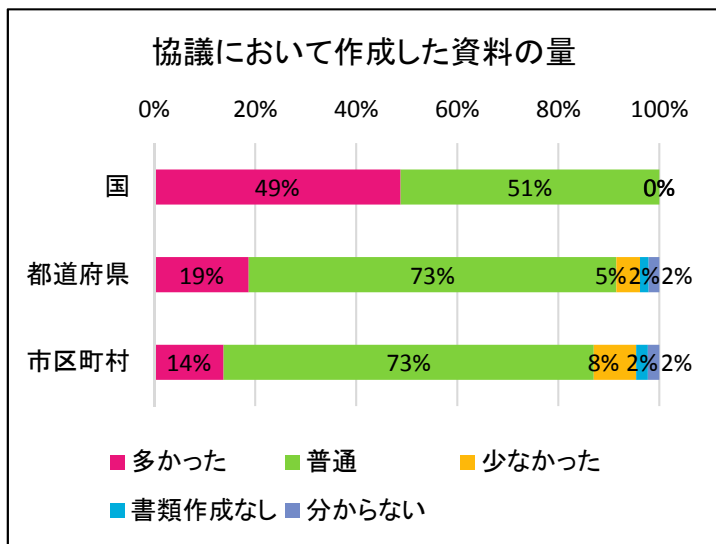


(主な意見等)

- ・**設計変更ガイドライン**では、指示・協議時は**変更概算金額を提示**するよう明記されているが、まだ受発注者間での**意識が低い**ように思われる。
- ・H27年度工事からは、指示書に概算金額が記載されているが、増工金額が多い時などは、**工程を管理するためにも、概略の延長工期日数も記載してほしい**。
- ・最終的な増額可能額を踏まえて変更協議して欲しかった。最後に予算が無いのでは、順序が逆である。どんなに忙しくても、資料作りが大変でも、正式に、**工事円滑化会議や技術調整会議、設計変更協議を行なってほしい**。

6. 設計変更に係る協議資料(資料の量、費用の支払い等)

- 設計変更協議において作成した資料の量は、国で約5割が「**多かった**」としている。
- 協議に不必要と思われる資料の作成は、国で約3割が「**あった**」としている。
- 資料作成に係る支払いは、大半が「**支払いなし**」としており、支払いがあるのは国で2割超、都道府県、市区町村で1割弱。



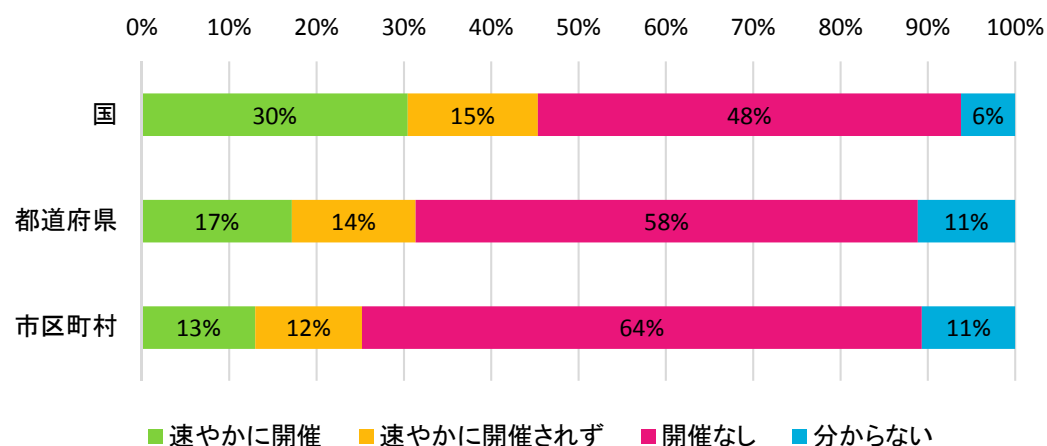
(主な意見等)

- ・要求される**書類が多すぎる**。**設計業務のコンサルタントに聞くか、少し直してもらえば済むことまで**要求される。
- ・金銭的に少額の割に要求される資料が多い場合があり、他の作業に支障となるため、書類を提出しないで無償で施工することもある。
- ・**変更図面作成、測量調査等に費やす施工業者の負担が大きい**ので外注費用を別途計上してほしい。
- ・国発注の工事の場合、変更に関する根拠資料を作成しなければならないため、資料の量は多くなるが、根拠の資料なので必要。県発注の工事の場合、担当監督員が上司に説明する資料作成を依頼されるので、無駄な資料が多くなる。今回の市の発注工事の場合、担当者が権限を持っていたため、無駄な資料の要求はなかった。

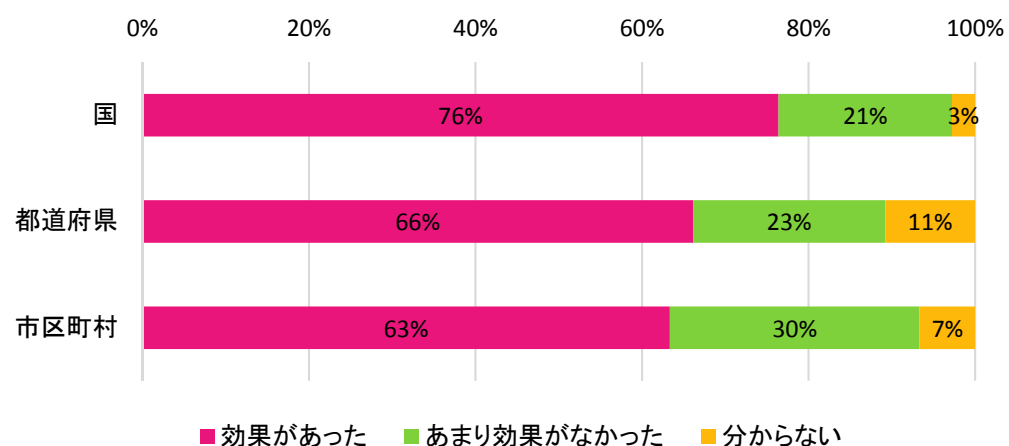
7. 設計変更審査会（開催時期、効果等）

- 設計変更審査会は、国で4割以上、都道府県で3割、市区町村で2割以上が開催。
- 設計審査会が開催された場合、「**効果があった**」とする回答が国工事で7割以上、都道府県、市区町村工事でも6割以上を占めている。

設計変更審査会の開催について



設計変更審査会の開催効果



（主な意見等）

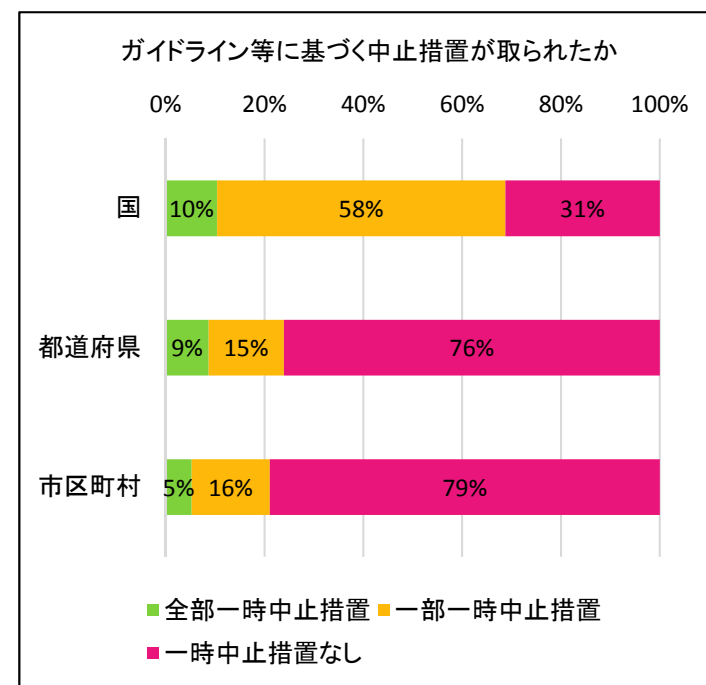
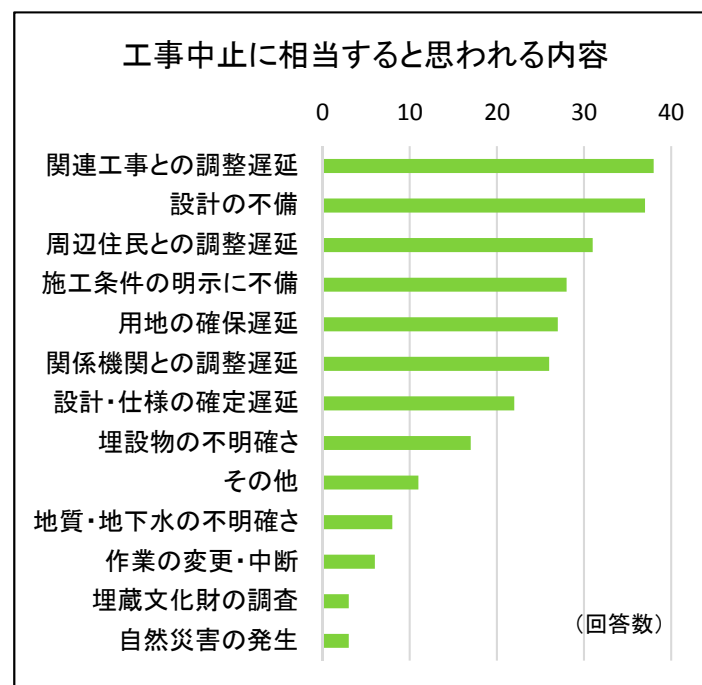
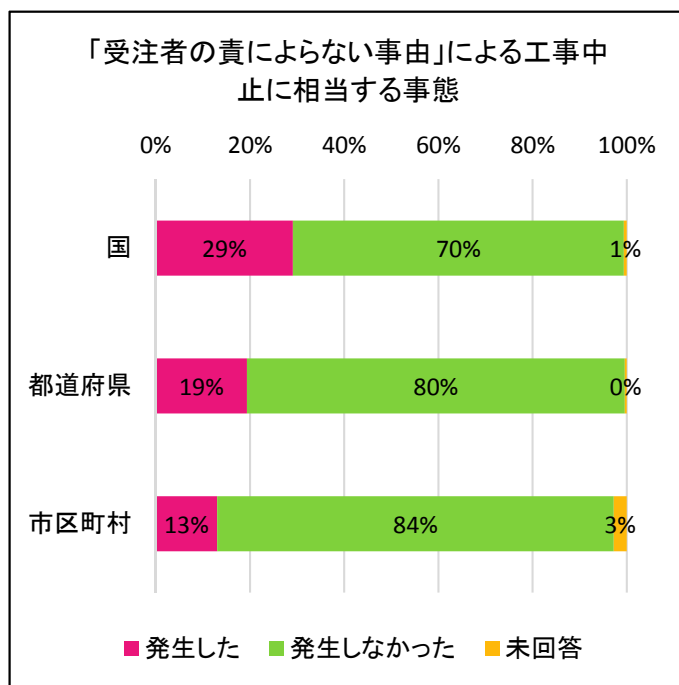
- ・設計変更確認会議を行うことで変更の内容と数量の打ち合わせなどができ、設計変更はスムーズに対応ができたと思う。
- ・協議書を提出し会議を行ってもらったが、設計に直接反映されるか、されないか、明確になるので、協議は必ずその都度行ってもらいたい。
- ・直轄工事以外の工事では設計変更審査会は開催されないことが多い。設計変更は施工業者にとっては重要なことであるので、品確法に則り確実に実施して欲しい。

8-1. 工事中止について(事象の発生、中止措置等)

○用地確保や地元調整など「受注者の責任によらない事由」による工事中止に相当すると思われる事態が「発生した」としているのは、国工事で約3割、都道府県工事で約2割、市区町村工事で1割強。

○工事中止に相当すると思われる内容は、「関連工事との調整遅延」、「設計の不備」、「周辺住民との調整遅延」などが多く挙げられている。

○これら事態に対する「工事一時中止に係るガイドライン」等に基づく措置については、国工事では7割で全部又は一部一時中止措置が取られている。一方、都道府県、市区町村工事では「一時中止措置なし」が8割弱となっている。

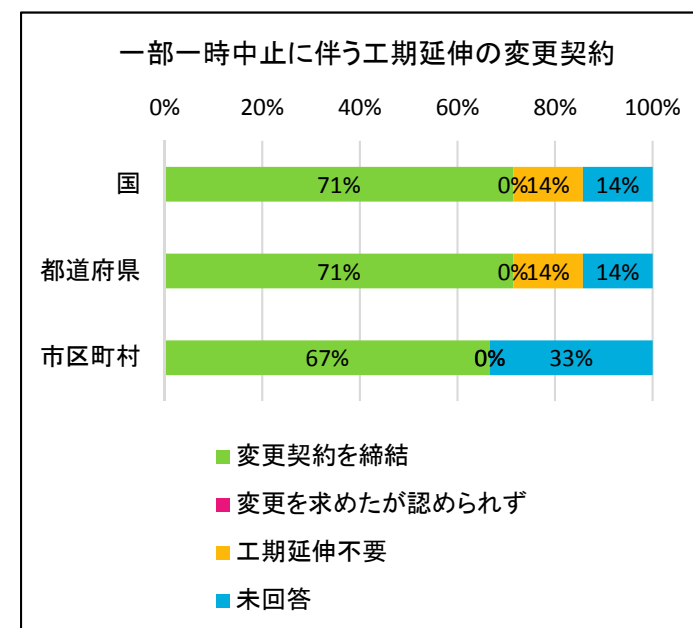
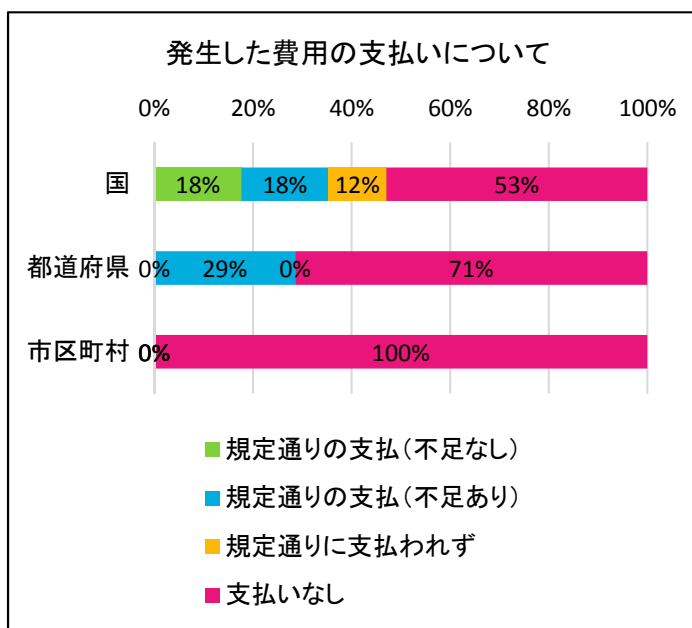
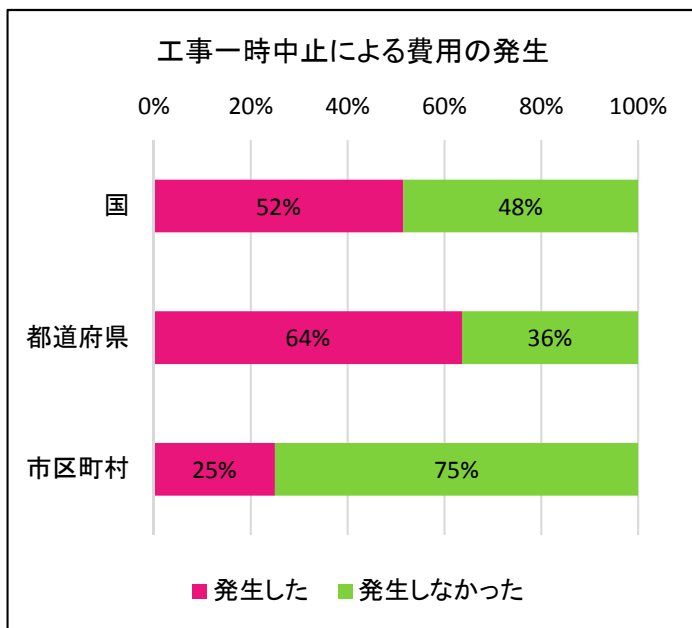


8-2. 工事中止に伴う費用の発生、支払、工期延伸

○工事一時中止措置に伴い費用が「発生した」とするのは、国工事で約5割、都道府県工事で6割強、市区町村工事で2割以上。

○発生した費用の支払いについては、国工事で約5割、都道府県工事で約3割が何らかの支払いを受けているが、市区町村工事では全て「支払いなし」となっている。

○一部一時中止に伴う工期延伸については、問題なく変更契約が行われている。

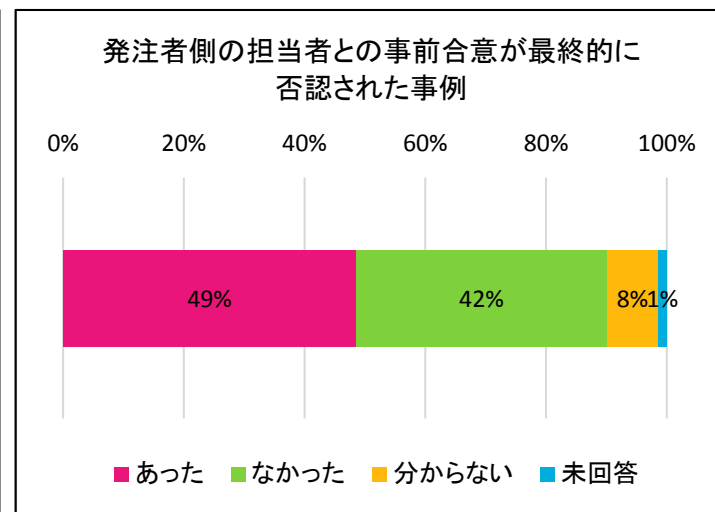
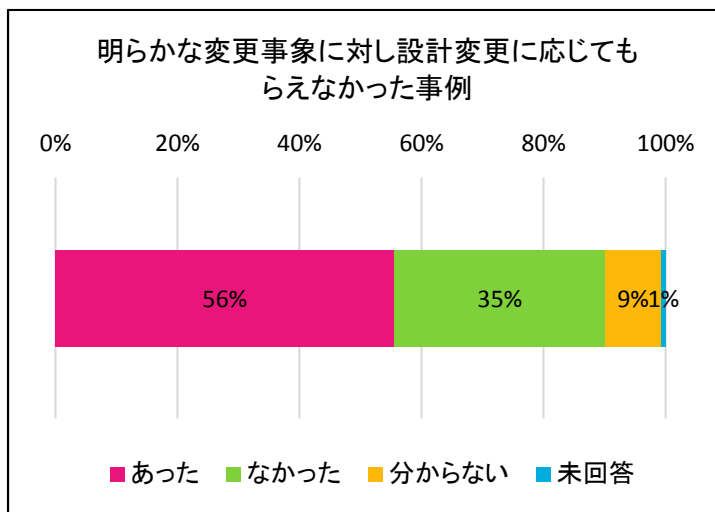
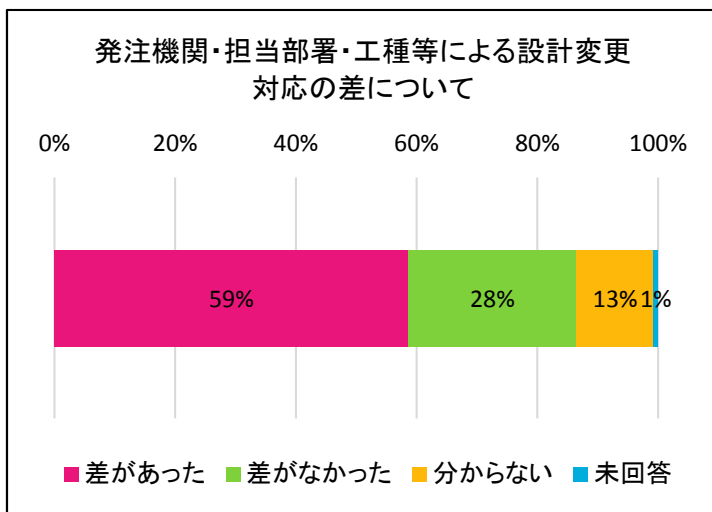


(主な意見等)

- ・一部一時中止の場合、増加する費用がどこまで算出されて反映されるのかが分かりにくい。
- ・設計の不備による契約時からの1~2ヶ月程度の遅延は一部一時中止扱いされなかった。一部一時中止による工期の延長について、経費は従来と同額であった。
- ・発注担当者により対応の違いがあると思われる。ガイドラインの徹底および遵守をしていただきたい。

9. 発注者の対応（機関・部署等による対応の差など）

- 過去を含め、担当部署等によって「**設計変更対応に差があった**」とする割合は約6割。
- 前例がないこと等を理由に「**明らかな変更事象にも関わらず設計変更に応じてもらえなかったことがある**」とする割合は6割弱。
- 担当者（監督官等）と事前に合意していたにも関わらず「**最終的に変更が認められなかったことがある**」とする割合は約5割。



（主な意見等）

- ・同種前回工事、前担当者では変更となった事項が、今回は変更とならないなど**担当者により変更**に差があった。
- ・**発注担当者の考え方や事業費の消化状況**によって、変更の承認に差が出てしまう。同じことを行っても変更になる現場、ならない現場が発生する。
- ・新年度になり監督員が変更になるケースがあるが、工事内容や問題点等を次期監督員に**引き継ぎ**をしてほしい。指示簿が必要である設計変更内容については、遅滞なく作成してほしい。
- ・当然計上されるべき単価が、前回の業者は計上しなかった、従来から計上していないと言って計上してもらえない。